

不利益処分の内容	登録の抹消		
根拠法令及び条項	鳥取市認可地縁団体印鑑条例第 9 条第 1 項		
担 当 課	協働推進課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
条例第 9 条第 1 項の規定及び鳥取市認可地縁団体印鑑条例施行規則第 7 条の規定によるほか、次に掲げるところによる。			
1 地縁による団体の印鑑登録（以下「印鑑登録」という。）抹消の日は、次のとおりとする。			
(1) 条例第 9 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合は、当該届出書の提出があった日			
(2) 条例第 9 項第 1 項第 3 号及び第 4 号に該当する場合は、地方自治法第 260 条の 2 第 11 項に規定する告示事項変更届（以下「告示事項変更届」という。）の提出があった日			
(3) 条例第 9 項第 1 項第 5 号及び第 6 号に該当する場合は、市長が抹消することを決定した日			
2 条例第 9 条第 1 項第 5 号に該当する場合は、次のとおりとする。			
印鑑登録された印鑑に刻印された地縁団体の名称又は代表者等の氏名が異なるとき。			
3 条例第 9 条第 1 項第 6 号に該当する場合は、次のとおりとする。			
(1) 地縁団体の認可が取り消されたとき。			
(2) 印鑑登録された印鑑に刻印された地縁団体の名称又は代表者等の氏名が、実際の地縁団体の名称又は代表者等の氏名と異なることが明白なとき。			
(3) 印鑑登録された印鑑の印影が判読できない状態となったとき。			
(4) その他市長が、地縁団体印鑑の登録を抹消する必要があると認めたとき。			

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市集会所の設置及び管理に関する条例第 3 条第 2 項		
担 当 課	協働推進課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
集会所における行為の中止命令等は、条例第 3 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第 3 条第 1 項 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 条例第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う。			
3 条例第 3 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、集会所の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			

不利益処分の内容	使用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市立地区公民館の設置及び管理に関する条例第 1 2 条		
担 当 課	協働推進課	処 分 権 者	市長
設 定 日	令和 6 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
地区公民館の使用の許可の取消し等は、条例第 1 2 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第 1 2 条第 1 号から第 3 号までに該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 条例第 1 2 条第 4 号に該当する場合は、地区公民館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市立地区公民館の設置及び管理に関する条例第 1 3 条第 2 項		
担 当 課	協働推進課	処 分 権 者	市長
設 定 日	令和 6 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
地区公民館における行為の中止命令等は、条例第 1 3 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第 1 3 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 条例第 1 3 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う。			
3 条例第 1 3 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、コミュニティ施設の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			